

福岡県公報

平成二十二年十二月三日
第三千百九十二号
増刊 ①

目次

告示(第千九百十七号)

海岸保全区域の指定の一部改正

(港湾課) ……………

告示

福岡県告示第千九百十七号

海岸保全区域の指定(昭和三十三年三月三十一日福岡県告示第百八十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十二年十二月三日

福岡県知事 麻生 渡

第四十四号を次のように改める。

四十四 豊前豊後沿岸北九州港海岸白野江地区海岸

(一) 区域

- 基点一、二、三、四、五、六、七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九、二〇、補助点二〇一、補助点一七一、補助点一〇一、補助点九一、補助点七一、補助点四一及び補助点一一を順次結んだ線並びに基点一及び補助点一一を結んだ線に囲まれた区域。

(二) 基点、補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点一 北九州市門司区白野江三丁目五九一番一地先

北緯 三三度五六分三五・九二〇秒

東経 一一一度〇〇分四九・四〇六秒

基点二 基点一から二四九度一五分二四秒六八・一〇メートルの点

基点三 基点二から二三〇度四五分二一秒一一四・一二メートルの点

- 基点四 基点三から二四四度一五分二〇秒四七・〇〇メートルの点
- 基点五 基点四から二七四度〇〇分一〇秒一〇六・四八メートルの点
- 基点六 基点五から二一四度五九分五八秒一〇・四〇メートルの点
- 基点七 基点六から二二一度〇〇分二一秒一一二・〇〇メートルの点
- 基点八 基点七から一七三度〇〇分二〇秒二八五・〇〇メートルの点
- 基点九 基点八から一五〇度四五分一九秒六四・七五メートルの点
- 基点一〇 基点九から二二七度五九分五九秒一三九・四〇メートルの点
- 基点一一 基点一〇から三〇八度一四分五八秒五六・四五メートルの点
- 基点一二 基点一一から三三一度三〇分一八秒四一・四五メートルの点
- 基点一三 基点一二から一八一度〇〇分二〇秒二〇四・〇〇メートルの点
- 基点一四 基点一三から二四七度一五分一七秒五五・四五メートルの点
- 基点一五 基点一四から一四七度〇〇分一九秒一五六・〇〇メートルの点
- 基点一六 基点一五から六一度一五分二二秒二五・〇〇メートルの点
- 基点一七 基点一六から一四〇度二九分五九秒一八二・九七メートルの点
- 基点一八 基点一七から一八四度〇〇分二二秒五八・〇〇メートルの点
- 基点一九 基点一八から二〇九度三〇分一三秒一四・〇八メートルの点
- 基点二〇 基点一九から二〇〇度一五分二二秒三三・〇四メートルの点
- 補助点一 基点一から一八八度四五分〇〇秒一八六・〇〇メートルの点
- 補助点四 基点四から一九六度三〇分〇〇秒一三六・〇〇メートルの点
- 補助点七 基点七から一九九度一五分〇〇秒一五五・〇〇メートルの点
- 補助点九 基点九から一〇四度三〇分〇〇秒一一一・〇〇メートルの点
- 補助点一〇 基点一〇から一三七度〇〇分〇一秒一〇三・〇〇メートルの点
- 補助点一七 基点一七から七一度四五分〇〇秒七九・〇〇メートルの点
- 補助点二〇一 基点二〇一から一一〇度〇〇分〇〇秒四七・〇〇メートルの点

(三) 管理者

北九州港港湾管理者代表者 北九州市長

第四十六号を次のように改める。

四十六 豊前豊後沿岸北九州港海岸地蔵面地区海岸

(一) 区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、補助点八 一及び補助点一 一を順次結んだ線並びに基点一及び補助点一 一を結んだ線に囲まれた区域。

(二) 基点、補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点一 北九州市門司区大字伊川一九三三番二地先無番地先

北緯三三度五四分〇〇・六八三秒

東経一三〇度五九分二二・〇四九秒

基点二 基点一から一六七度〇〇分〇〇秒四九四・〇〇メ トルの点

基点三 基点二から一六四度一四分五九秒六五・〇〇メ トルの点

基点四 基点三から一六一度三〇分〇二秒五四・〇〇メ トルの点

基点五 基点四から一九八度五九分五八秒三八・〇〇メ トルの点

基点六 基点五から二二三度四五分〇〇秒五〇・〇〇メ トルの点

基点七 基点六から二二四度四五分〇一秒六八・〇〇メ トルの点

基点八 基点七から一四一度三〇分〇一秒三八・八八メ トルの点

補助点一 一 基点一から七七度一五分〇〇秒二七二・〇〇メ トルの点

補助点八 一 基点八から四九度五八分一一秒四〇四・六八メ トルの点

(三) 管理者

北九州港湾管理者代表者 北九州市長

百四 第百四号を次のように改める。

百四 豊前豊後沿岸北九州海岸赤坂地区海岸

(一) 区域

基点一、二、補助点一 一、補助点一 二及び補助点一 一を順次結んだ線並びに基点一及び補助点一 一を結んだ線に囲まれた区域。

(二) 基点、補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点一 北九州市小倉北区赤坂海岸六〇番三地先

北緯三三度五三分三八・八七二秒

東経一三〇度五四分一九・七一九秒

基点二 基点一から七八度五八分三九秒一〇九九・九七メ トルの点

補助点一 一 基点一から二五八度五八分四七秒一一・〇二メ トルの点

補助点一 二 基点一から三四六度五〇分〇八秒三二・〇二メ トルの点

補助点二 一 基点二から三四八度五八分四一秒三二・〇〇メ トルの点

(三) 管理者

北九州港湾管理者代表者 北九州市長

百十四 第百十四号を次のように改める。

百十四 豊前豊後沿岸北九州海岸新門司北地区海岸

(一) 区域

基点一、二、三、四、五、六、七、八、補助点八 二、補助点八 一、補助点七

一、補助点六 一、補助点五 一及び補助点一 一を順次結んだ線並びに基点一及び補助点一 一を結んだ線に囲まれた区域。

(二) 基点、補助点の表示(角度は真北方位角とする。)

基点一 北九州市門司区大字猿喰字船泊一四五六番地先

北緯三一三度五二三分三六・二九七秒

東経一三〇度五九分一五・二四八秒

基点二 基点一から一四一度三〇分〇〇秒二七・三二メ トルの点

基点三 基点二から四六度一四分三八秒一一四・九四メ トルの点

基点四 基点三から五一度〇一分四八秒八二・〇八メ トルの点

基点五 基点四から一〇三度〇六分四四秒九九・五二メ トルの点

基点六 基点五から一九二度五九分四〇秒四二〇・五二メ トルの点

基点七 基点六から一〇三度〇八分一九秒五〇九・七九メ トルの点

基点八 基点七から一九二度五九分三四秒一六〇九・〇四メ トルの点

補助点一 一 基点一から四九度五八分一一秒二二七・五二メ トルの点

補助点五 一 基点五から九七度三一分〇四秒三〇七・七三メ トルの点

補助点六 一 基点六から六三度二三分一六秒三九七・八八メ トルの点

補助点七 一 基点七から二六度四二分一〇秒二六一・六〇メ トルの点

補助点八 一 基点八から一一二度二四分三六秒六二・八五メ トルの点

補助点八 二 基点八から一九二度五九分四三秒二二・〇〇メ トルの点

(三) 管理者

北九州港湾管理者代表者 北九州市長